

保育園等による木育活動の支援事業実施要綱に係る特別要綱

令和4年5月2日付4産労農森第185号

(目的)

第1 保育園等による木育活動の支援事業の令和4年度の実施については、新型コロナウイルス感染拡大の防止に対応するため、本要綱を制定する。

(支援対象事業)

第2 支援の対象となる事業については、保育園等による木育活動の支援事業実施要綱（平成28年4月1日付27産労農森第1070号）別表2（注）で定めるもののほか、次のとおり定める。

- ・ 新型コロナウイルスの影響により、ソフト事業の一部または全部を実施できない場合、実施されたソフト事業及びハード事業は補助の対象とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月28日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。